

第21回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成22年4月8日(木)午後1時40分～午後3時40分

2 場 所 長野県庁 本館棟3階 特別会議室

3 出席者

(委員) 竹内会長、岡田委員、神田委員、小金委員

(事務局) 原山課長、神事課長補佐、小林主査、若林主任、石田主事

4 議 題

(1) 会長の選出

(2) 会長職務代理者の指名

(3) 新規意見聴取案件の報告・審議

(4) その他

5 議事経過

(1) 3月 8日(月) 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は資
～ 3月17日(水) 料を検討の上、事務局へ疑問点等の提示

(2) 3月31日(水) 各委員へ事務局から追加分の新規案件資料を事前送付、各
委員に確認依頼

(3) 4月 8日(木) 審議会の開催 (別紙のとおり)

(4) 4月21日(水) 審議結果を実施機関へ通知

(別紙：概要)

事務局： それでは、ただいまから第21回長野県個人情報保護運営審議会を開会いたします。

委員改選後の審議会におきましては、規則に基づきまして会長の互選をおこなうことになっておりますが、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

委員： 竹内委員に引き続きお願いしたいと思います。

事務局： ただいま引き続き竹内委員をお願いしたいとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(各委員 異議なし)

事務局： それでは、竹内委員に会長をお願いすることに決定いたしました。竹内会長、ごあいさつをお願いいたします。

(会長 あいさつ)

事務局： 続きまして会長職務代理者の指名をお願いいたします。規則では、会長が職務代理者の指名をすることとされておりますので、竹内会長からご指名をお願いいたします。

会長： この2年間も岡田委員さんをお願いしたいと思います。

(岡田委員 承諾)

事務局： それでは、審議に移りたいと思いますので、会長、進行をお願いいたします。

会長： それでは、進行をさせていただきます。新規意見聴取案件一覧表の93番人権・男女共同参画課から99番税務課の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： 初めに、今年度の組織改正において課名に変更がございましたが、本日の審議会は3月23日開催予定であったものが延期された審議会になりますので、旧課名のまま説明をさせていただきます。

(案件番号 93 ~ 99 資料に基づき説明)

会 長： 説明いただいた部分について委員の皆さん何かございますか。

委 員： 本人以外で地方自治情報センターからの提供とありますが、これはどういう機関でしょうか。

事 務 局： 地方自治情報センターとは、自治体等が出資をし、いくつかの自治体で共通のシステムを運用し、情報処理を行う機関でございます。

会 長： よろしいですかね。

委 員： はい。

会 長： 他には何か。問題が無ければ、93番人権・男女共同参画課から99番税務課の案件について、承認でよいでしょうか。

(各委員 同意)

会 長： それでは、100番から107番地域福祉課の案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： (番号100 ~ 107 資料に基づき説明)

会 長： 只今の件について何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。
それでは、100番から107番まで適当という判断でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会 長： それでは、次に108番子ども・家庭福祉課から112番健康づくり支援課の案件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： (番号108 ~ 112 資料に基づき説明)

会 長： それでは、委員の皆さんから何かご質問、ご意見はございますか。

委員： 112の案件ですが、収集方法の根拠が、条例第4条第3項第6号になっておりますが、ご説明をお願いします。

事務局： 担当課に確認をしまして、後ほどご回答させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

会長： その問題は、後ほど回答いただくことにします。
それ以外の109番から112番までは、どうでしょうか。
109から112については、適当だという結論でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会長： 113番水大気環境課から119番森林政策課の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： (番号113～119 資料に基づき説明)

会長： 委員の皆さんから何かご質問、ご意見はございますか。
ないようですので、113番から119番までは、適当であるということ
でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会長： 次に120番から127番文化財・生涯学習課の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： (番号120～127 資料に基づき説明)

会長： ご説明いただいた部分について、委員の皆さんからのご質問やご意見は、
ございますか。
では、120から127は、適当だという結論でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会長： 先ほどの件、事務局で何かわかったでしょうか。
それでは、先ほどのご説明をお願いします。

事務局： 先ほどの資料の112ページの3項6号というのはどうかという質問をいただきましたが、同じ案件の資料119ページをご覧くださいと思います。

真ん中に同じ、4条3項の該当項目にチェックをする様式になっていますが、この部分は、5号にチェックがされているということで、転記ミスだと担当課の説明がございました。

会長： それでは、6号を5号に訂正し、108番については適当ということによろしいでしょうか。

(各委員 承諾)

会長： それでは、128番生活安全企画課から141番交通規制課について事務局から説明をお願いします。

事務局： (番号128～141 資料に基づき説明。)

会長： 只今、ご説明いただいた部分について、委員の皆さんからのご意見、ご質問はございますか。適当だという結論でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会長： それでは、142番人事委員会から157番教育委員会の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： (番号142～157 資料に基づき説明。)

会長： 只今の部分について委員の皆さんから、何かご質問あるいはご意見はございますか。適当だという結論でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会長： それでは、158番住宅課の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： (番号158 資料に基づき説明)

会 長： 158番について、委員の皆さんから何かご質問あるいはご意見はございますか。

委 員： この税務署に対する回答は、調査対象者と契約者が全く同一である場合にのみ該当してくるのでしょうか。それとも、同居の親族等の場合にも、契約者について回答するのでしょうか。

事 務 局： 本件は、調査対象者と契約者とが同一であるので、契約者の情報を提供したいということでございます。

会 長： その他に何かありますでしょうか。
それでは、158番は、適当だという結論でよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

会 長： それでは、今日の審議会は、以上をもちまして全部終了いたしました。
続きまして、前回の第20回審議会の会議録をお送りしてありますけども、記載内容について、何か委員の皆さんからご意見はございますか。

(各委員 異議なし)

会 長： それでは、この会議録はその内容で確定させていただきます。
次回の審議会は、7月22日木曜日、13時40分からとうことで、この県庁の会議室で開かせていただきます。
本日の個人情報保護運営審議会を終了させていただきます。